

大和市告示第65号

大和市終活登録事業「ツナグ」実施要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

大和市長 古谷田 力

大和市終活登録事業「ツナグ」実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、年齢を重ねた一人暮らし等の市民が、疾患、事故等で意思表示できなくなったとき、又は死亡したときに備え、市に終活の事前相談を行い、緊急連絡先、葬儀生前契約等の終活関連情報を登録することにより、市が警察、消防、医療機関等からの照会に基づき、登録情報を開示すること等を通し、おひとりさまになっても安心して過ごすことができるように支援するため、大和市終活登録事業「ツナグ」（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 事業に登録できる対象者（以下「登録対象者」という。）は、市内に在住する65歳以上の単身世帯又はこれに準ずる世帯の者その他市長が特に必要と認める者とする。

(事前相談)

第3条 全ての市内在住者及びその親族は、葬儀、納骨、相続等の終活についての不安を市に相談することができるものとする。

2 市は、前項の規定による相談を受けたときは、その内容に応じて、葬儀及び納骨に関して市へ協力する意思を示している市内の葬祭事業者及び司法書士その他の法律専門家の情報を、当該相談をしたものに対して提供するものとする。

(事業への登録)

第4条 事業への登録を希望する登録対象者（登録対象者が認知症等の疾患等により、意思能力を有しない場合にあつては、その後見人。以下「申請者」という。）は、大和市終活登録事業「ツナグ」申込書（以下「申込書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者が登録できる情報（以下「登録情報」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。ただし、同表4の項及び5の項に規定する登録情報を登録できるのは、登録対象者本人に限る。

3 申請者が別表第1、1の項に規定する登録情報を登録するときは、緊急連絡先登録同意書を提出しなければならない。

- 4 別表第1、2の項に規定する登録情報を登録する申請者（以下「生前契約登録者」という。）は、死後の登録情報の通知先を指定するものとする。
- 5 生前契約登録者であつて、死後に葬祭事業者に対して、葬儀の生前契約の履行確認を希望するもの（以下「履行確認希望者」という。）は、当該契約に係る書類の写しを市長に提出しなければならない。
- 6 履行確認希望者は、葬儀生前契約の登録情報として次に掲げる情報を登録できるものとする。
- (1) 葬祭事業者（以下「登録事業者」という。）
 - (2) 葬儀執行者
 - (3) 葬儀形式
 - (4) 納骨先
 - (5) 納骨実施者
 - (6) 登録事業者への支払いに係る情報
 - (7) 安否確認（月1回）の希望
- （登録証の交付等）

第5条 市長は、申込書の提出を受けたときは、その内容を確認し、大和市終活登録事業「ツナグ」登録証（以下「登録証」という。）及び大和市終活登録事業「ツナグ」登録カード並びに申込書の写しを当該申請者に交付するとともに、登録情報を電子データで作成した台帳に保存するものとする。

（登録情報の通知）

第6条 市長は、生前契約登録者の死亡の事実を把握したときは、第4条第4項の規定により指定された死後の登録情報の通知先に対し、別表第1、2の項の登録情報を提供するものとする。

（葬儀生前契約の履行確認等）

第7条 市長は、履行確認希望者の死亡の事実を把握したときは、登録事業者に連絡するとともに、葬儀生前契約の履行について確認するものとする。

2 市長は、第4条第6項の規定により登録された情報の範囲内において、登録事業者と情報の共有及び連携を行うものとする。

3 葬儀生前契約に要する費用は、履行確認希望者が負担するものとする。

（登録情報の開示）

第8条 市長は、第5条第1項の規定による登録証の交付を受けた者（以下「登録者」という。）の死後（別表第1、1の項及び2の項に規定する登録情報にあつては、登録者の生命、身体及び財産の保護のために必要があるときは、この限りでない。）に、登録情報の区分に応じ、同表に

規定する情報開示先からの照会に対して登録情報を開示できるものとする。

- 2 登録情報を照会しようとする者は、市長に大和市終活登録事業「ツナグ」登録情報開示請求書を提出しなければならない。ただし、警察、消防及び医療機関並びに福祉事務所は、口頭で照会を行うことができる。

(登録情報の変更等)

第9条 登録者は、登録情報に変更が生じたとき、又は登録を廃止しようとするときは、大和市終活登録事業「ツナグ」登録内容変更（廃止）届出書により速やかに市長に届け出るものとする。

(登録の廃止)

第10条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 登録者が市外に転出したとき。
- (2) 登録者の死亡日から5年が経過したとき。
- (3) 前条の規定による事業の登録廃止の届け出があったとき。
- (4) 登録した内容等に不正又は虚偽があることが認められたとき。

- 2 市長は、前項第3号の規定により登録を取り消したときは、大和市終活登録事業「ツナグ」登録廃止決定通知書により当該登録者に通知するものとする。

(関係機関との連携等)

第11条 市長は、事業の目的を実現するため、必要な情報について関係機関との情報共有及び連携を行うものとする。

- 2 市長は、登録者の生命、身体及び財産の保護のため、福祉事務所の所掌する事務及び消防事務の遂行上、必要な範囲において登録者本人に関する情報並びに別表第1、1の項及び2の項に規定する情報を利用することができる。

(様式)

第12条 この要綱の規定により使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条第1項に規定する事業への登録を希望する者のうち、市長が必要と認めるものについては、施行日前においても同条各項の規定の例により、申込書を提出することができる。

別表第 1（第 4 条、第 6 条、第 8 条関係）

登録情報	情報開示先
1 緊急連絡先	申請者が指定した者、福祉事務所並びに警察、消防及び医療機関
2 葬儀等生前契約先	
3 墓の所在地	申請者が指定した者及び福祉事務所
4 エンディングノートの保管場所	登録対象者本人が指定した者
5 遺言書の保管場所	

備考 申請者又は登録対象者本人が指定した者が照会できる登録情報は、当該申請者又は当該登録対象者本人が指定したものに限る。

別表第 2（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	大和市終活登録事業「ツナグ」申込書	第 4 条
第 2 号様式	緊急連絡先登録同意書	第 4 条
第 3 号様式	大和市終活登録事業「ツナグ」登録証	第 5 条
第 4 号様式	大和市終活登録事業「ツナグ」登録カード	第 5 条
第 5 号様式	大和市終活登録事業「ツナグ」登録情報開示請求書	第 8 条
第 6 号様式	大和市終活登録事業「ツナグ」登録内容変更（廃止）届出書	第 9 条
第 7 号様式	大和市終活登録事業「ツナグ」登録廃止決定通知書	第 1 0 条